

通勤費・交通費補助規定

2007年5月24日

小千谷市の復興ボランティア活動支援制度の開設に伴い、「小千谷市の棚田を守る会」の交通費補助に関し次の通り定める。

(基本原理)

- 1. 本会の正会員・または正会員でない役員が本会の事業に従事し、または本会のために直接貢献する仕事に携わるために、通勤交通費または業務上の旅費・交通費を要する場合は、本人が特に辞退する場合を除き、実費算出の上その1/3を補助することとする。

(公共交通機関を使用する場合の原則)

- 2. 通常考えられる最短の経路を利用するものとして実費を計算してその1/3の補助をするものとする。

(特急・急行などの利用)

- 3. 片道100kmを越える旅程で、通常一般に利用される特急・急行料金を要する場合はその実費の1/3の補助をする。

(自家用車の利用)

- 4. 通常の交通機関を利用することが、事実上不可能な場合または、自家用車を使用する事で時間が大幅に短縮される場合、もしくは荷物や他の会員等を運ぶ必要のある場合、会長(および事務局長)の事前の承認により個人の自家用車の使用により、別表1により費用を算出しその1/3を補助する。ただし、事故に関する責任はすべて個人が負うものとする。

(タクシーの利用)

- 5. タクシーの利用は原則として個人負担によるものとする。

(この規定の準用)

- 6. 本会の正会員・役員以外で以下に例示するものが、本会の業務に従事する場合、この規定を準用する。
 1. 本会の事業事務に関わるサポーターおよび賛助会員 2. その他会長、事務局長および、特別顧問が特に本会の業務を委託したもの。

(この規定の改廃)

- 7. この規定の改廃は、会を運営する役員会の承認並びに総会への報告を必要とする。

[別表1] 自家用車使用の場合の交通費計算(片道)((1/3)×2補助)

走行距離	計算額	高速道路代
① 10km 未満につき	一律 300円	支給せず
② 10km 以上~120km 未満につき	1km 当り 30円	実費 1000円(領収書要)
③ 120km 以下の部分につき	1km 当り 20円	実費(領収書要)

- [例] ① 6km の場合 300円
- ② 26km の場合 300円+16km×30円/km=780円
- ③ 156km の場合 300円+110km×30円/km+36km×20円/km=4320円

上記、実費計算の往復の1/3を補助